

第 10 章

小会

G-10.0000

G-10.0100 1. 概括

G-10.0101 個別的教会の小会は牧師、もしくは共同牧師、準牧師、そして活動
メンバーシッ 中の長老^aからなる。牧師、共同牧師、準牧師を含む小会のメンバー全員
ブ は投票権を有する。

G-10.0102 小会は個別的教会^bの伝道と統治の責任を負う。それ故、小会は以
責任 下の責任と権限を有する。

- a. 教会の中で、また教会によって学ばれ、実践してきた福音伝道の機会を用意する。そして、会員は信仰をより明瞭に表現し、言葉と行為によってイエス・キリストの救いの恵みを証しし G-3.0300 に一致して、人々をキリストの新しい生活へ招くように備えさせる。
- b. どんな人々をも、人種、経済、社会的事情、あるいは信仰の告白と関係のないことの原因で拒否しないという条件の下で、信仰の告白^cと、イエス・キリストを信ずる信仰を再肯定することと、申し分のない会員籍の移転証明書により会員を教会に受け入れる。
- c. G-3.0000 に一致して、会衆が世にある全体教会の伝道に参画するように導く。
- d. 礼拝指針の原則を守って、御言葉の説教、聖礼典の共有、音楽プログラムを含む神の民の礼拝の備えをする。また、主の晩餐を執行する必要を満たすための任職を受けた御言葉と聖礼典に仕える教職者がいないという事情を酌量しなければならないところでは、G-11.0103 の規定の下で、良く訓練され、資格のある長老を中会に要請する。

- e. 会員の増加のために備えること、個人的、あるいは牧会的配慮、教会学校や、親睦と相互支援を含む教育プログラムによるミニストリーに必要な道具を備えること。そして、世への証しと奉仕の機会を提供すること。
- f. 教会学校と教会の教育プログラムを発展させ、監督すること。
- g. 教会が活動し、証しをしている共同体のなかで、会衆が個人的あるいは社会的癒しと和解のミニストリーに携わるように導くこと。
- h. 金銭と時間と能力に責任のあるキリスト者管理人(Christian stewardship)の特権をもって、神の民に挑戦し、人々の捧げものを促進し、集めるための効率よい方法を進展させ、すべての捧げものを、彼等がささげた対象に確実に分配することを約束する。
- i. 年間予算を確立し、教会の慈善を分配することを決め、キリスト者の目的のための捧げものを指図する。またこのことの決定の情報を全会衆に伝える。
- j. 御言葉の下で、神が世界に何をなしておられるかを発見し、変わることに再生と改革する計画を立てるように絶えず会衆を導く。
- k. 小会メンバーの教育と相互の成長の過程に携わる。
- l. 会衆によって選出された長老と執事を指導し、試験をし、任職し、就任し、共同のミニストリーに迎え入れ、彼等の責任を果たす忠実性を調べる。
- m. 執事会と理事会、会衆のなかのすべての団体と特別調査委員会の仕事を委任しそれらを監督する。そして、それらの支援と報告

と再調査と監督を提供する。

n. 教会行事予定の管理を準備するが、その中には任職を受けていない職員の雇用も含まれる。その雇用の機会均等、公正な雇用手続きと人事政策、そしてすべての被雇用者を含んだすべての職員の報酬の妥当性に関する年間見直しを含む。

o. 教会財産の管理を講ずるが、その中には教会建築物と設備の適切な使用の決定、財産および、設備、計画、それに小会、職員、理事会、執事会メンバーの保護等を補填する責任保険の取得を含む。

p. 教会の上位にある統治機関との正規の継続的な関係を維持すること。そのことは以下の事柄を含む。

- (1) 中会^dの委託委員(commissioners)を選出し、彼等の報告を受ける。小会は少なくとも一年間の中会委託委員を、できれば二年もしくは三年の委託委員を選出することが奨励される。
- (2) 大会か総会に選出されると考えられる中会長老を指名する。
- (3) 上記の両方の責任を果たすに当たり、教会の意志決定に公平な代表者を保証するために参与と包括の原則を実行する。
- (4) 『アメリカ合衆国長老教会憲法』と一致している上位の統治機関の指示を遵守しそれを成し遂げる。
- (5) 中会の代表者が訪問する際には彼等を歓迎する。
- (6) 中会へ提言し、そこを通して、大会と総会へ教会全体の伝道に関する共通事項の方策を提言する。
- (7) 中会の要請に従い、中会常任書記に毎年、統計その他の情報を送る。

q. 地域における教会の活動と伝道に必要なエキュメニカル関係を確立し、それを維持する。

r. 『訓練規定』^dに従って法的事項に仕える。

s. G-10.0302 に従い、正確な教会員名簿を保管する。他教会への移転証明書を認める。その証明書が両親のための場合はその子どもたちの名前を書き、特に洗礼を受けているかどうかを特記するべきである。また、長老か執事の場合には任職の記録をつけなければならない。

G-10.0103
議長

a. 教会の牧師はその小会の議長を務めなければならない。また、小会は下記の事項の外、牧師を除いて開いてはならない。共同牧師のいる会衆では、共同牧師が出席しているときは彼等が代わって小会の議長を務めなければならない。慎重な理由で、牧師よりも別の教職者が議長を務める方が望ましく思われるときは、牧師は小会の同意を得て、同じ中会の教職者を招いて、議長を依頼する。中会は、彼女もしくは彼が信徒牧師として委任されている教会の議長に任命することができる。指導者であり監督者として、委託信徒牧師に選任された彼もしくは彼女は議長としても務めなければならない。さらに、説教者のいない教会の小会議長は中会のミニストリー委員会の一員である長老、常任書記、執行長老(executive presbyters)、あるいは準執行長老に議長を依頼することができる。これらの長老は、本人が所属している小会の議長を務めることはできない。牧師が病気か不在の場合は同じ便法を採択しても良い。あるいは、牧師の承認を得た後で、小会を開いて、自分たちのなかから、議長を務める人を選ぶことができる。

牧師がいな
いとき

b. 教会に牧師がいなるときは、小会議長は中会がそのために任命した教職者か、小会が特別な場合のために招いた同じ中会内の教職者に依頼する。そのような教職者が出席することができないときは、小会は自分たち自身の内の一人を議長に選ぶことができる。

c. すべての法的事例の場合には、小会の議長はその教会が所属する中会の教職者でなければならない。

G-10.0200 2. 会議

G-10.0201 会議 小会は少なくとも年4回の定期会議を持たなければならない。小会議長は、彼もしくは彼女が必要と判断したときは、小会の特別会議を召集することができる。また、小会の二人のメンバーから文書による要請があったときも会議を召集しなければならない。中会から小会に直接会議を召集するようにとの指示を受けるときもまた、会議を召集しなければならない。通常業務以外の事を扱う特別会議の開催には正当な通知をしなければならない。状況がそうすることが賢いと思われるときはいつでも、小会は、執行機関としての小会にとって適当である権利の制限を解いて、もし望むならば、会衆の会員を招いて、会議に出席し傍聴させることができる。

G-10.0202 定足数 メンバーの増減があっても、小会の定足数が議長と小会の二人のメンバーでなければならないとき以外は、小会の定足数は議長、あるいは議長をするその他の役員と、二名より少なくない三分の一の長老を含まなければならない。小会はより多い独自の定足数に固定することができる。

G-10.0300 3. 議事録と記録

G-10.0301 議事録 それぞれの小会はその議事の完全で正確な記録を保管しなければならない。そしてその記録は少なくとも毎年一度、一般的な再調査と管理のために中会に提出しなければならない。(G-11.0103x, G-9.0407-.0411) 議事録は人種民族、女性、男性、年齢グループ、障害者に関する小会の構成と、それが会衆の構成とどのように一致しているかを明確に述べなければならない。会衆会議の議事録、執事会と個別的教会の理事会の記録を含んだ小会議事録とその他の公式記録は小会の財産で、書記にはそれらを保存する責任がある。これらは中会の求めに、いつでも見られるようにしておかなければならず、教派の歴史局に保存しておくのが望ましい。

G-10.0302 名簿と登録簿 おのおの小会は G-5.0200 に定義されている会員名簿と登録簿を下記の規定に従って維持しなければならない。

a. 会員名簿。小会が整理の仕方が正しいと確信するときはいつでも、小会の整理によってのみ、教会の会員名簿に会員の氏名を載せたり、除去したり、削除したりしなければならない。

受洗会員

(1) 受洗会員の名簿。受洗会員の名簿は個別的教会で洗礼を受けた人で、未だイエス・キリストが主であり救い主であるとの信仰を告白していない者で、かつ活動会員の子どもか、その個別的教会との関係のある御言葉と聖礼典に仕える教職者の子どもで、よその場所で洗礼を受けた者の名簿である。

活動会員

(2) (a) 活動会員名簿。活動会員名簿は教会の会員に受け入れられ、教会の任務と礼拝で活動している者の名簿である。この名簿に記されている会員の数は毎年総会へ報告しなければならない。

証明された客員
会員

(b) ある共同体から一時的に移動した活動会員は、同じ教派の他の教会と提携した客員会員に、もしくは総会との連絡のある教派で、この場合小会からの好意的な証明書が発行された教会と提携した客員会員になる事ができる。

(G-15.0201) 証明書は名指しされた個別的教会宛に送られ、その会員の牧会的配慮について説明がなされ、二年間の有効期限がある。証明書の発行に際して、小会は、当該者が他の教会の会員に受け入れられるまで、活動会員名簿にその氏名を残しておかなければならない。

活動会員が移
動するとき

(c) 会員が移動し、もはや会員となっている教会の任務と礼拝活動ができないとき、その人の住んでいる共同体の教会の活動会員になる義務がある。会員となっている教会の小会は実際的にできるだけ早くこの人にその義務を知らせなければならない。そして近くの教会に知らせて、会員としての視点から牧会的配慮を与えるように願うべきである。それに加えて、その知らせは中会事務所か、中会の常任書記宛て、もしくは両方に送るべきである。

非活動会員

(3) (a) 非活動会員名簿。非活動会員名簿は活動会員名簿から非活動会員名簿に移された人たちの名前を載せた名簿である。それは、彼等は、小会の判断により、教会の任務と礼拝に参加することから離れたためである。会員が一年間にわたり意図的に教会の任務と礼拝に参加しなくなったりしたり、かつ、小会が会員の非参加の原因を見つけだし、教会の任務と礼拝への活動に復帰するようにとの熱心な努力を払うまでは、誰も活動会員名簿から非活動会員名簿に移動してはならない。名前を移された人にはその処置を知らせなければならない。

非在住会員

(b) 上記の必要な知らせを与えた非在住会員は一年後に非活動会員名簿に移すことができる。それから、小会はその人の知らされている最近の住所宛に居住地域のキリスト教会への移転証明書を願い出るように勧告するべきである。

受け入れた客
員会員

(4) 客員会員名簿。客員名簿は小会が客員として受け入れた人たちの名前を載せた名簿であり、これらの人たちは教会の任務と礼拝で活動している者である。客員会員資格は二年ごとに更新しなければならない。

名簿からの削
除

b. 小会は以下の状況下で教会の名簿から氏名を削除することができる。

移転証明書

(1) 申し出があったとき、小会は、その人の会員としての立場を明らかにした移転証明書を個別的教会宛に発行しなければならない。証明書を受け取った教会はその人を会員として受け入れるかどうか、また受け入れる条件を決定しなければならない。移転証明書が発行されたとき、証明書を発行した教会は、別の教会がその人を会員として受け入れるまで、教会の適切な名簿にその名前を残しておかなければならない。その人が受け入れられるとすぐ、受け入れた教会は受容した会員の証明書を発行した小会に知らせなければならない。そこで、小会はその名前を削除しなければならない。

- 教会が解散したとき (2) 教会が解散するときは、管轄権のある中会は記録を手に入れて、その会員を管轄し、他の教会への移転証明書をその会員に授けなければならない。
- 終結の申し出 (3) 活動会員にしろ、非活動会員にしろ、会員が会員であることを終えるとの申し出をするときには、小会は、その会員にとどまるように熱心に説得する努力をした後で、活動会員か非活動会員の名簿から削除することができる。
- ほかの教会に加わる (4) 会員が正規の移転によらなかつたり、この教会の管轄権を拒んだりして、ほかの教会に加わる時は、小会はその会員の名前を登録してあるどの名簿からも削除しなければならない。
- 非在住の非活動会員 (5) 非在住会員で、先に述べた必要な注意を与えられた会員の名前が、一年間非活動会員の名簿に登録されている場合は、小会はそれ以上の注意をしないで名簿から削除することができる。
- 移動して不明になる (6) 会員が移動して、小会は期限を決めて一生懸命追跡したが、その居所を確認するに至らなかった場合は、どのような名簿からもその会員の名前を削除しても良い。
- 二年間にわたる非活動名簿 (7) 現住教会員で活動会員から非活動会員へ移動させられた場合は、この会員に牧会を施すことは小会の義務である。二年間に渡る牧会でもこの会員の活動会員への復帰に失敗したならば、小会はそれ以上の注意をしないで名簿からその名前を削除しても良い。
- 会員の死去 (8) 会員が死去した場合は、小会は死去した日付を記録し、名簿からその名前を削除しなければならない。
- 結婚、洗礼、役員登録簿 c. 登録簿。小会は以下の完全な登録簿を保管しなければならない。
- (1) 結婚。教会員全員の結婚、教会の教職者職員が指導したすべての結婚式、教会の財産で行ったすべての結婚式を含む。

(2) 洗礼

(a) 幼児洗礼。名前、両親の名前、洗礼を受けた者の生年月日と、洗礼に子供を献げた者の名前を含む。

(b) 成人の洗礼。名前、両親の名前、洗礼を受けた者の生年月日を含む。

(3) 長老。それぞれが任職された教会の名称、任職の日付、活動奉仕の期間、解任の記録。

(4) 執事。それぞれが任職された教会の名称、任職の日付、活動奉仕の期間、解任の記録。

(5) 牧師、共同牧師、準牧師、臨時牧師、代理者、教会で奉仕する教区提携者、奉仕の日付。

G-10.0400 4. 教会財政

G-10.0401
財政

教会が設立されている州の許可があり、(会計係である)彼もしくは彼女の仕事が、小会、もしくは執事会または理事会に特別に割り当てられた任務により監督されるならば、会計係は毎年小会で選ばなければならない。教会のいろいろな基金の責任を負っている者は少なくとも毎年一度小会に報告するか、要請に応じてそれ以上の回数で報告しなければならない。次に記す最小の財政手順基準は守らなければならない。

a. あらゆる奉獻の集計と記録は少なくとも二名の正しく指名された人か、忠実が保証されている人によって行わなければならない。

b. 財政処理のすべてを映し出す十分な帳簿と記録を保存しておき、しかるべきときの、権威ある教会職員の精査のために開かれていなければならない。

c. 理事会もしくは財政の見落としを監督する役員会に財政活動を定期的に、少なくとも年に一度かそれ以上報告する。

d. 一年に一度は財政に関するすべての帳簿と記録の完全な再調査を、公共の会計士か、公共の会計事務所、もしくは経理の手続きに精通した

会員の委員会に委託する。このような監査役は会計係との関係があってはならない。この段落における専門用語は一般的な手引きを供しているのであって、特別な監査手続きや専門的な計理士仲間で理解されている熟練を求めているのではない。

第 11 章

中会

G-11.0000

G-11.0100 1. 概括

G-11.0101
メンバー

中会は一定の地域内にあるすべての教会 ^a と御言葉と聖礼典に仕える教職者からなる教会の一つの団体の表現である。中会が集まる時、それぞれの教会は小会から委託された一人の長老 ^b によって代表されなければならないが、以下の付加的な規定がある。

a. 500 人を超える会員を擁する教会は以下の人数の長老によって代表される。

501-1000 — 2 人

1001-1500 — 3 人

1501-2000 — 4 人

2001-3000 — 5 人

3001 人からは、1,000 人あるいはそれより多い端数ごとの活動会員につき、一人の長老が代表に加わらなければならない。

b. 中会で投票権が与えられた在住教職者の数が同じ権利が与えられた長老の数より多いときはこの不均衡を直すために、中会は G-9.0104 の配慮に特別な注意を払って、毎年、選挙、指名、あるいは選択によって長老を追加しなければならない。在住の引退名誉教職者メンバーの人数が多くなっている中会は、中会の規則によって、名誉引退メンバーが実際に関与する人数を、均衡を決めることを基準にして決めることができる。

c. 議長に選ばれたそれぞれの長老は、彼もしくは彼女の小会から委託されたこととは関係なく、その期間中は中会のメンバーに登録される。(議長以外の)役員、常設委員会委員長、あるいは中会評議委員会メンバーに選ばれたそれぞれの長老は、彼もしくは彼女の小会から委託されたこととは関係なく、その役の期間中、中会のメンバーに登録される。中会によって選ばれた、執行長老 (Executive presbyters)、準執行長老、あるいはその他の責任を免除された職員に選出されたそれぞれの長老は、彼もしくは彼女の小会からの委託に係わらず、その職にある期間中は、中会のメンバーに登録される。

G-11.0102
最小限度

それぞれの中会での最小限度の教職者数は 12 名でなければならない。また正当に建てられた小会(G-7.0202a)を持っている教会の最小数も同様に 12 教会でなければならない。離れた地域では、大会の推薦により、総会は最少限度よりも少ない教会で中会を設立することを許可することができる。ただし、それぞれの中会には少なくとも 5 名の教職者がいなければならない。

G-11.0103
責任

中会はその地理的地域を網羅して、教会の伝道と政治に責任がある。それ故、中会は以下の責任と権限を持っている。

- a. G-3.0000 に一致して、その地域における教会の伝道計画を進展させる。
- b. メンバー教会の働きを調整し、それらを導き、中会が責任を持っているより広い共同体へのより効果的な証しをするための力を動員する。
- c. 大会や総会のより大きな方策を考慮して、いろいろな形式の伝道始める。
- d. G-9.0104 と一致して、参与と総括の原則、人事雇用の肯定的な活動を実行するべきである。また、意志決定と大会、総会への委託委員

の選挙に公平な代表を保証するために、委員会、評議員会、理事会、その他の政策作成や、政策推薦組織のメンバー資格を確立する場合でも、もこの原則を実行すべきである。中会の代表に関する委員会は直接中会に報告し、指名委員会にはその指名を再考するようにとの勧告を含めて、不均衡な代表状況を訂正する勧告をする権限が与えられるべきである。

e. 会衆の様々な構成員を代表していない小会の個別的教会と協議をする。

f. 指導性を広めている地域のメンバー教会に、教会役員の訓練、礼拝、育成、証し、奉仕、管理人としての立場、公平な報酬、人事政策、そして雇用の実際について励まし、指導、方策を与える。

g. 正規の原則に従って、小会と教職者を訪問し、教会と中会メンバーを牧会する。(G-11.0502c)

h. 教会メンバーと協議して、新しい教会を組織する。また、それらの教会を受け入れる；また、合同をする。中会内の二つかそれ以上の教会が合同するときは、合同する教会が同意し、中会の同意を得た合同計画のなかにその牧師の契約関係を明記するならば、以前の教会牧師、もしくは牧師達は新たに合同する教会の牧師あるいは牧師達として続けるか、あるいはその職に就くことができる。

i. 教会の会員と協議して、教会を分けるか、解散させるか、解消する。

j. 新しい教会と異動を希望する教会の所在地を調整する。

k. 牧師のいない教会には特別な監督を行うが、それには信徒牧師を選び、訓練し、試験をし、その職務を委任し、さらに主の晩餐を執行する資格を授ける事も含む。(G-14.0516)

l. 御言葉と聖礼典に仕える教職者になるための準備をしている人た

ちを探求者として契約関係に入れること、候補者としての志願を受領すること、任職のための試験を受ける準備ができていない候補者^dであることを証明すること。

m. 中会の候補者試験協力委員会の要請により任職候補者試験校正係の長老と教職者を選ぶこと。

n. 教職者^eの任職、受け入れ、解任、就任、除籍、戒規。新しい教職者を中会の活力と仕事に調和させる計画を立てること。すべての牧師招聘(G-14.0506e) とすべての公認キリスト教教育者招請のための最低報酬と福祉上の必要条件を、そして中会内の教会で雇われた公認準キリスト教教育者(G-14.0705b(2))の報酬と福祉指針を確立する。公認キリスト教教育者と公認準キリスト教教育者のための再認式(service of recognition)を行う。(G-14.0705b(1)) そして、中会で認められたすべての招聘の期間と変更された招請の中会議事録の記録が適切であることを認める。

o. 牧師職の関係を確立すること。 および、一方側かあるいは双方からの申し出、もしくは御言葉の下にある教会の伝道にとってやむを得ない事がわかる時、牧師職の関係を解消したりすること。

p. 教職者を教師、伝道者、管理者、チャプレン、その他中会で適切と認められたミニストリー形態に指名する。このような教職者は統治機関から承認された時と場所、あるいはまた、統治機関が特定したその他の条件に一致した所で聖礼典を執行することが出来る。適応される W-2.3000, W-2.4000, W-3.3600 の規定に従うべきである。

q. 教会での信仰告白式の準備をしている人たちを中会の監督の下に受け入れ、適切であれば、彼等に委任する。(G-14.0102)

r. 『訓練規定』に従って、法的事項の奉仕をする。

s. 小会がその権能で処理できないと決定する事件について法的手続を

始める。どのような時にも、徹底的な調査をし、問題の小会に聴聞する機会を十分与えた後で、司法権を持つ中会はその個別的教会の小会は教会の出来事を処理することができないか、その意志のないことを見極めて、中会は小会の権能をすべて備えた管理上のコミッション(G-9.0503)を任命することができる。コミッションは、もしあるとしても、現存の小会が持っている元来の管轄権を引き受け、中会から指示があるときまで、その活動を停止しなければならない。

t. 教会のより上位にある統治機関との通常で継続的な関係を維持する。その中に含まれることは、

- (1) 大会と総会の委託委員の選挙とその報告を受ける。
- (2) より上位の統治機関の規則が遵守され、実行されていることを見る。
- (3) 大会と総会に教会全体^fの伝道への共通の関心になると思われる方策を提案する。

u. その地域にある教会の生活と伝道を広げるエキュメニカル関係を確立し、それを継続する。

v. 中会評議員会を含む仕事に必要な機関を設立し、それを監督し、中会の構造とその伝道との機能的な関係をいつも見直す。中会は、自ら制定した規則で、その評議員会に中会の会議と会議のあいだの活動の責任を割り当てることができる。それは丁度、中会がミニストリー委員会に G-11.0502h に指摘している権限を割り当てたり、ミニストリー準備委員会に候補者を退けたり、探求者を登録したり、候補者が任職試験を受ける準備が整ったことを証明することを割り当てているのは適当であると思われることと同じである。規定により、これらのすべての行為は次期の定期中会会議に報告される。(G-9.0403, G-14.0310a; G-14.0507)

w. 指名委員会を同数の教職者、男性信徒、女性信徒(それぞれ三分の一)の構成で設立する。

- x. 少なくとも毎年一度、小会の議事録と記録を再調査する。
- y. G-8.0000に記載されている不動産に関する決定許可の申請について考え、決定をする。
- z. 主の晩餐の聖礼典を執行する必要を満たす必要があると思われ、それ以外には方法がない場合に、一年を超えない期間に一度、特定の長老に、特定の状況で、主の晩餐の教理とその執行について中会からの適切な指導をして、主の晩餐を執行するか司式をする資格を与える。
- aa. 人種差別、人種間の暴力、人種間の不正義のように、優勢になりつつあり、起こりつつある緊急の問題と同時に、教会の中や政治的、社会的文脈の環境のなかで人種的抑圧を増長しつつあるイデオロギーに対処する。

G-11.0200 2. 会議

G-11.0201 会議 中会は少なくとも年に二度の定期会議を持たなければならない。議長は、二人の教職者と二人の異なる教会の長老からの要請、もしくは同意によって特別会議を召集しなければならない。議長がこれらのことができない時は常任書記が同じ条件で、召集しなければならない。もし議長も常任書記もできない時は、三人の教職者と、異なる教会の三人の長老が特別会議を召集することができる。大会は中会に指定された事柄の処理のために特別会議を開くように指示することができる。特別会議の通知はそれぞれの教職者と、それぞれの教会の小会に10日より少なくない日に前もって送らなければならない。通知には会議の目的を添える。通知のリストにない議題は取り扱うことはできない。

G-11.0202 定足数 中会の定足数は3名のいずれかの教職者メンバーと、少なくとも三つの教会を代表している長老を含む出席長老メンバーからなる。中会は自己の定足数をより多いメンバーの数に固定することができる^g。

G-11.0203
関連メンバー

この教会の他の統治機関もしくは、他のキリスト教会のしかるべき長老（御言葉と聖礼典に仕える教職者と長老）で中会のいずれかの会議に出席している者は、発言は出来るが投票権のない関連メンバー（corresponding members）として招待することができる。中会はその区域内で働いている他の中会の教職者をその奉仕の期間中、発言は出来るが投票権のない関連メンバーとして招待することができる。

G-11.0300 3. その他の規定

G-11.0301
参与

評議委員会と常設委員会を選出するメンバーについて中会は G-9.0104（と次の項目を参照）に表明されている参与と代表の原理を堅持する。

G-11.0302
代表に関する委員会

中会の代表に関する委員会は代表意見の必要性が増えた個別のカテゴリーの人たちを指名する事が必要であることを指名委員会に勧告をしなければならない。そしてまた、G-4.0403 の列挙されている人たちが公平に代表される方向へ進んでいることを定期的に中会に報告しなければならない。

G-11.0303
職員

中会は執行長老(executive presbyter)と必要な職員の管理者業務を認可することができる。効果的な調整を目的として、中会はその評議委員会(あるいは他の適当な委員会あるいは代表者)を通して、大会(あるいはその評議委員会かほかの委員会、もしくは代表者)と、大会が必要としている全体の伝道のことや、中会職員の奉仕を維持するための財政的な補助の必要性について協議をしなければならない。(G-12.0302) 管理職員を含めた、すべての人事の雇用について、中会は G-9.0404 に明記されている相談の実際と、肯定的な決定と雇用機会均等のための教会全体の計画の規定を遵守しなければならない。(G-13.0201b)

G-11.0304
予算

中会はその地域内にある教会の伝道を支援するための中会一般伝道予算を持たなければならない。中会はこの基金を増やし広げるにあたり、中会は全体教会を優先的に考慮して事を進めなければならない。中会は大会からの勧告を受けた後で、大会と総会で表されているような全

教会の総括的な戦略を考慮して、一般伝道予算の計画を立てて、決定しなければならない。

G-11.0305 記録 a. 中会はその議事の完全で詳しい記録を保管しなければならない。この記録はそれぞれの年に少なくとも一度、大会へ提出し、一般的な再調査と監督を受けなければならない。また中会は毎年大会と総会に、年間に地域内で起きた教会の状態と進展と、任職、キリスト教教育者の認定、教職者の受け入れ、除籍、死去、教会の設立、合同、分裂、解消など、起きたことの重要な変化のすべてを報告しなければならない。

中会の財産 b. 中会の議事録やその他の公的な記録は中会の財産であって、常任書記はそれらを保管する義務がある。

G-11.0306 年間報告 中会は、総会の必要条件に従って、総会常任書記に教職者、公認キリスト教教育者、公認準キリスト教教育者のリストと統計その他の情報を毎年送らなければならない。

G-11.0307 監査 中会は年に一度、公認会計士、公認会計事務所、もしくは、会計処理に詳しい教会員による委員会による財政に関するすべての帳簿と記録の完全な財政調査を受けなければならない。このような監査役は会計係との関係があってはならない。この段落における専門用語は一般的な手引きを供しているのであって、特別な監査手続きや専門的な計理士仲間で理解されている熟練を求めているのではない。

G-11.0308 保険 中会は財産と施設、計画、職員、選出された役員と任命された役員の保護をまかなう財産責任保険を取得すべきである。

G-11.0400 4. 教職者メンバー

G-11.0401 教職者メンバー a. 個々の教職者は通常彼もしくは彼女が働いている場所の中会に所属する。中会の管轄権以外の下で働いている教職者で彼もしくは彼女が居住しようとする中会に受け入れを申し出ることができる。あるいは、別の中会でも良い。あるいはまた、彼または彼女が以前メンバーであった中

会に、その籍をとどめておくこともできる。中会は教職者が、地理的な限界の外や、中会の管轄権外で仕事に従事することは承認するが、他中会の地理的範囲内で仕事をすることは許可しない。そして、その仕事は当然のことながら他中会の責任の範囲内にあり、当該中会の同意はない。そのような許可と同意は見直すべきで、一年ごとに更新するべきである。中会の常任書記は自分が所属している中会の範囲外で労働の許可を求める教職者には、最初に他中会の範囲内での労働許可を求めるべきであることを伝えなければならない。毎年の一月にその教職者が所属している中会の常任書記は、そのような教職者が労働をしている中会に彼等の住所を知らせる手紙を出さなければならない。合衆国以外の教会で教職者として奉仕をしている教職者は、中会の承認を得て、彼または彼女のこの教会の中会におけるメンバー資格に影響することなく、奉仕の期間内は、そのような教会の教職者としての資格を受けることができる。
(G-11.0410)

労働の権限

b. 中会の区域内か外で労働許可を承認する権限は、中会により評議委員会かミニストリー委員会に委任することができるが、そのような決定は次期の定期中会会議においてすべてを報告しなければならない。

G-11.0402

中会の籍を求め
る教職者

中会は、G-14.0314に規定されているような場合を除いて、中会のメンバーになろうとそるそれぞれの教職者、あるいは候補者に、適切な委員会を通して、彼もしくは彼女のキリスト教信仰、および、神学、聖礼典、教会政治の考え方についての試験を課さなければならない。中会における教職者籍を求めるそれぞれの教職者は、中会内における牧師としての契約関係の招聘がなければならない。あるいは、籍を求める教職者は統治機関か G-11.0410 に規定している機関からか、G-11.0411 に定義されている務めに就いている者からの申請者で、受け入れる中会がそのための許可を与えているか、あるいは G-11.0412 に決められているように名誉ある引退をした者かである。

G-11.0403 中会が決定する御言葉と聖礼典に仕える教職者はその継続メンバーでなければならない。この決定をするに当たり、中会は中会で区域内でのミニストリー認可(validation)のために発展させた文書による基準に導かれなければならない。これらの基準はG-6.0100とG-6.0200に見られる任職者の務めの性質についての記載と下記の基準に基づかなければならない。

a. 継続メンバーのミニストリーは、聖書と、この教会の『信条書』(*the Book of Confessions*)と『教会規定』(*the Book of Order*)に明らかにされているように世界における神の民の伝道と明白な一致を示していなければならない。

b. ミニストリーは他に仕え、他を助け、他へのミニストリーを可能にすることである。

a, ミニストリーは神学的に説明された神の御言葉への忠誠を証する証拠を示さなければならない。このことは通常神学修士の学位かそれと同等の資格とG-14. 0402に示されている任職のための必要条件を満たしていなければならない。

d. ミニストリーはその特性の責任を果たしつつ続けられ、中会と、組織、機関、そして施設へと通じる。

e. ミニストリーには中会における討議と仕事に、また会衆の礼拝と礼拝式に責任ある関わりを含む。

G-11.0404 他教派の教職者は以下の手続きで中会に受け入れられる。

他教派の教職者

a. 他教派の教職者が中会のメンバーを志願する時は、人物証明書と容認されうる良い証拠を中会か担当委員会に届け、この教会の候補者に必要な特色や学歴の資格を持っている満足できる証拠をも提出しなければならない。彼等は

(1) 中会に公認カレッジか大学の学士号と容認されうる機関が発行する神学の位号を提出する；

(2) 任職の候補者に必要とされる試験問題の申し分のない回答をする；

(3) 彼等の信仰を明瞭に言い表し、神学と教会政治に関する申し分のない知識を説明する。

b. 中会は特別な場合を除いて、前述の必要条件を放棄しない。特別の場合とは、中会が、極端な状況下で、G-14.0313 で必要としている同じ手続きに従わなければならない場合で、5年かそれ以上の任職期間の経験のある他の改革派教会の教職者で、任職候補者に要求される試験科目の全部か数科目が中会の三分の二の投票により免除される場合である。

c. 上記の規定に当てはまっているとの担当委員会からの報告を受け、これらの教職者はキリスト教信仰、神学、および、教会の政治システムについて試験を受け、その他の課題については中会の分別で行う。また、これらの教職者は任職式と就任式に含まれている(1)から(9)の肯定的質問に答えなければならない。

d. 教職者はこの教会の適切な務めの招請を受けている必要がある。

登録

e. 他教派の教職者がこの教会の中会メンバーに加わることを登録される前に、以前協力していたどんな、またすべての教派の教職者名簿から取り除かれたという満足される証拠を添えなければならない。

f. 新しい移民仲間と会衆の教職者の場合は、中会がこれらの構成員を含めた伝道計画に必要であると決めるならば、この教職者は、G-14.0310b-dが必要とする教育歴が不足していても

(G-15.0202)の任職を認め、この新しい移民教職者は総会と連絡のある教派に属していて、中会のメンバーに相応しいという証拠を添えて、登録することができる。このような準備が不足している教職者の場合には、中会は聖書、改革派神学、聖礼典、長老派の政治形態、説教、礼拝司式、牧会、教えについての理解を評価する事を引き受けなければならない。この教職者がこれらの領域の準備をしていることと理解していることに中会が満足するならば、中会は出席者の四分の三の投票で、中会の教職者に登録することができる。そのような決定をした中会はどこでも、教職者に必要と思われる教育の機会を提供するべきである。このように、中会は中会の範囲内における教職者のミニストリーが成功するように慎重でなければならない。この節を利用する際に、G-11.0403c, G-11.0404, G-14.0310b-d, G-14.0313a-cに記載されている手順と必要事項は省いても良い。

G-11.0405
文通のある者

a. 総会と文通のある他教派に属する御言葉と聖礼典に仕える教職者で、その教会的関係はその教派によって確かめられている人で、組織の中の牧師と言うよりは臨時で正式に就任していない牧師契約(G-14.0513)で、ある長老教会の会衆で奉仕をしている人、会衆の教職者か、少なくともそのうちの一つとしてアメリカ合衆国長老教会との協力関係による幾つかの教派単位で構成された大きな教区の牧師を経験した人、この教会が後援教会として分担している教会の協力特殊奉仕教職者になった人、この教会を含む複数の教派による管理職になった人、あるいは、合衆国以外にあり総会と文通をしている教会の教職者で、この教会の教職者の立場で奉仕をしている人は、その奉仕の期間中、中会のメンバーとしきる。

b. アメリカ合衆国長老教会とは完全なコミュニオン関係にある(G-15.0201)他教派の教職者は、この教派で牧師として、招かれ、試験を受け、承認され、就任するか、その外の立場で牧師資格を持って奉仕する事ができる。またその奉仕期間中、

中会のメンバーとしての権利と特権を持ったメンバーとして登録される。この教職者は一つの教派の福祉計画に加わるべきである。この教職者はすでに一つの計画に加わっているのであれば、この計画のメンバーであることを維持するべきである。この教職者は計画に加わっていないのならば、一つあるいは別の教会の計画を選ぶべきである。会衆あるいはその他の雇用機関はこの教職者が係わっている計画に必要な謝礼、会費、奨励金を払うべきである。

G-11.0406 アメリカ合衆国長老教会の中会継続メンバーである御言葉と聖
継続メンバー 礼典に仕える教職者には活動メンバー、無任所メンバー、非活動メンバ
無任所メンバー ーを含む。

活動メンバー a. 活動メンバーは、G-11.0401 に従って中会に加わった御言葉と聖礼典に仕える教職者であって、現在、G-11.0403 にすべての基準が列挙されているミニストリーを例外なく実行している者である。活動メンバーは教会の会衆のなかにおける公認ミニストリー(validated ministry)に (G-11.0409)、この教会の他の礼拝における公認ニストリーに(G-11.0410)、この教会の管轄権を超えた公認ミニストリーに(G-11.0411)携わる事ができる。あるいはまた名誉ある引退をすることができる。(G-11.0412) 活動メンバーは中会会議に加わる資格が与えられていて、発言と投票と職務をになう権利が与えられる。

無任所メンバー b. 無任所メンバー(a member-at-large) は、以前活動メンバーとしてその中会もしくは他の中会に加わった御言葉と聖礼典に仕える教職者で、現在は意図的にミニストリーの実践を放棄したのではなく、G-11.0403 にすべての基準が纏められているミニストリーに携わっていない者である。無任所メンバーと指定される理由は、中会が大事であると認めた家庭の責任とか個人的事情によって、公認ミニストリー基準のすべてを彼もしくは彼女が完全に携わるには限界があるためである。無任所メンバーは G-11.0403 のできるだけ多くの基準に応じるべきで、ある会衆の

なかの教区提携者になる事を勧める。無任所メンバーは中会会議に加わる資格が与えられていて、発言と投票と職務をになう権利が与えられる。それぞれの無任所メンバーの身分は教職者の申し出により中会で認められるが、毎年見直される。

非活動メンバー

c. 非活動メンバーはかつて活動メンバーとして、ある中会かまたは他の中会に加わっていたが、現在は G-11.0403 のすべての基準に従っていない職業に、自発的にたずさわっている御言葉と聖礼典に仕える教職者のことである。中会は、教職者自らの申請か、中会自らの判断で、個人宛か書留便で最後の住所に注意をした後で、その教職者を非活動メンバーの種別に決定することができる。非活動メンバーは中会会議に加わる資格がなく、発言も投票も、委員会での奉仕もできない。ただし、本人に関する事柄が検討されている場合はその非活動メンバーは発言することができる。おのおのの非活動メンバーとしての身分は三年間まで毎年見直される。三年が終わった時に、その教職者が活動メンバーか無任所メンバーに復帰しなかったならば、中会は中会の名簿から削除し、個別的教会の会員の証明書を本人に与えなければならない。(G-11.0414)

G-11.0407

名簿

常任書記は四つの名簿を保管しなければならない。一つは中会の継続メンバーで御言葉と聖礼典に仕える教職者全員と活動メンバーの氏名リスト、一つは中会の継続メンバーで御言葉と聖礼典に仕える教職者全員と無任所メンバーの氏名リスト、一つは中会の継続メンバーで御言葉と聖礼典に仕える教職者全員と非活動メンバーの氏名リスト、一つは中会の範囲内にいるすべての公認キリスト教教育者と、公認準キリスト教教育者のリストで、すべての中会会議の議席につく資格が与えられ、発言ができる。第五の名簿は外の名簿から削除された人たちのリストである。毎年12月31日前に、中会はおのおの継続メンバーの種類をこの章の関連した節に合わせて決定し、そのように決めた理由を残す。

G-11.0408

公認ミニストリー
validated ministries

中会の活動メンバーである御言葉と聖礼典に仕える教職者は (1) この教会の会衆のなかで公認ミニストリーに、 (2) この教会の他の奉

仕における公認ミニストリーに、(3) この教会の管轄権を超えたところでの公認ミニストリーに、あるいは、(4) 名誉ある引退に携わる事ができる。

G-11.0409

この教会の会衆
における奉仕

この教会の会衆のなかで公認ミニストリーに携わる活動メンバーは個別的教会もしくは教会で、G-6.0202, G-14.0501, G-14.0513の規定に従って、牧師として、共同牧師として、準牧師として、指名牧師として、指名共同牧師として、指名準牧師として、常任代理者(stated supply)として、臨時代理者(temporary supply)として、仮牧師として、仮準牧師として、あるいは、創立牧師(organizing pastor)として、奉仕する事ができる。

G-11.0410

この教会の他の
奉仕で

この教会以外の奉仕において公認ミニストリーに携わっている活動メンバーはこの教会の中会、大会、総会、あるいはこれらの統治機関と関連する組織の職員として仕えなければならない。それは、連合教会(federated church)のように、この教会を含む二つかそれ以上の教派の支援を受けている機関で、特殊なミニストリー、管理職、すなわち教派間の幹旋役をする教職者とか、アメリカ合衆国外の教会と関連のある伝道パートナーなどである。このような務めに就く前に、教職者は中会のメンバーになる事を申請し承認を受けなければならない。この務めの期間とその関係が解消するときは中会に報告しなければならない。

G-11.0411

教会管轄権外に
おける奉仕

教会の管轄権を超える奉仕で公認ミニストリーに携わる活動メンバーは教会が公の関わりを持たない組織、機関、施設で中会の伝道と一致したミニストリーの務めに就くことができる。あるいは、他の教派で、一時的に、牧師あるいはその他の資格で奉仕する事ができる。そして、中会の承認を得て、彼または彼女が所属するアメリカ合衆国長老教会の中会メンバーシップを失うことなく、その奉仕の期間、その教会の教職者としての籍を得ることができる。このような奉仕に入る前に教職者は中会に、そのメンバーシップにつき許可を受けなければならない。中会のミニストリー委員会は提出されたミニストリー機能を徹底的に再調査し、中会にその推薦を報告しなければならない。委員会はそのような奉仕は例外でなく、G-11.0403に列挙されているすべての基準と共に取

録されていてことを決定し報告しなければならない。中会が申し出に許可を出すならば、このような許可は再調査の対象になり毎年更新される。

G-11.0412
名誉の引退

a. その教職者が普段から評判が良く、また、そういう信望があるため、名誉引退教職者に指名される時に、中会はその教職者を名誉引退教職者としての活動教職者に指名することが出来る。名誉引退教職者であること的身分は体力的に、あるいは知的に不自由であることや年齢の理由で認められている。新しい牧師を選ぶ手続きは G-14.0502 に示されている。中会は G-11.0410 か G-11.0411 に記載されている機関によって引退を認められた教職者に対しても、名誉引退教職者としての身分を認めることもできる。あるいはまた活動メンバーと（または）無任所メンバーとして通算 20 年間の奉仕を全うした者も認めることができる。

名誉引退教職者
の中会籍

b. 名誉引退教職者は居住地の中会へ席を移すことを勧める。またその中会もその教職者を受け入れることを勧める。中会は名誉引退教職者にその経験と手腕を創造的で有意義な方法で用いるように勧めるべきである。他へのミニストリー奉仕にもう一度携わる事ができてその意欲を持っている人は個別的教会とか中会との関係を持つべきである。そのようなことをしなかったり出来なかったりする人には中会にはぐくみ援助をするべきである。

G-11.0413
無任所と非活動
メンバーと

無任所メンバーと非活動メンバーは中会の配慮と監督と紀律の下に留まっている。彼等は現在のメンバー資格を持ったまま他中会へ両方の中会の許可を得て移ることが出来る。教職者のすべての記録は受け入れる中会へ引き継がなければならない。ミニストリー委員会は毎年それぞれの無任所メンバーと非活動メンバーと協議して現在のメンバーの種類にとどまるか、別の種類に割り当てるか、それとも任職された者の務めから解かれるかを中会に勧告しなければならない。このことの実行は中会によるか教職者の申し出によって始められる。

G-11.0414
任職の務めから
の解任

a. ある教職者につき D-10.0102 と D-10.0201 に従って、誰も調査を始めず、告訴を提出せず、しかも評判の良い教職者は任職されたミ

ニストリーから解かれる事を申し出るならば、中会は中会の該当名簿からその氏名を削除し、個別的教会の会員としての証明書を与えるべきである。さらに、中会が教職者を G-11.0406c または、G-11.0413 によりその職を解いたときは、中会の該当名簿からその名前を削除し、そのものに個別的教会の会員資格証明書を渡すことが出来る。中会はこのようにして削除した者の名簿を削除した日付、任職した日付と場所を記して保存しなければならない。この節には教職者による失敗の判断は含んでいない。

機能の断絶

b. 御言葉と聖礼典に仕える教職者の任職された者の務めを実行することから解かれることはこの職務のすべてが断絶される必要がある。Reverend, minister, pastor その他の同じような言葉の名称は使ってはならない。このようにして解任された教職者の身分は教会員のそれと同じでなければならない。

復帰されることの
願望

c. この節の下で解任された者が後ほど、中会の継続メンバーに復帰したいと望むならば、解任を承諾した中会に申請を提出し、中会からの承認を得て、任職の誓いの再肯定をし、中会の継続メンバーとしての資格を認められて、ミニストリーの再開に入り、再度任職を受けることなしに任職の務めに復帰する。

G-11.0415

非活動名簿に置か
れる教職者

a. 教職者が所属する中会の小会に一年間欠席し、住居と仕事に関する報告をその中会に報告することを怠ると、中会は、その教職者の居場所を確認し協議する努力を払った後で、その教職者への偏見なしに、その教職者の氏名を非活動名簿に置くことが出来る。

他の領域内の場合

b. 所属する中会の領域外で労働をする許可を受けたが、中会の領域内での労働許可を受けていない御言葉と聖礼典に仕える教職者は、二年の期間後に非活動名簿に置かれる。

G-11.0416

他教派に加わる教
職者

G-11.0411 の規定による場合を除いて、この教会の教職者が他教派のなんらかの性格の構成員になり続けていたり、なったりすると、中会はその事実を記録し、名簿からその教職者の氏名を削除し、憲法が要求

しているように、行政上の決定をしなければならない。

G-11.0500

5. ミニストリー委員会

G-11.0501

性格とその構成員、

a. それぞれの中会は中会内の教職者と公認キリスト教教育者のための牧師であり相談役であるミニストリー委員会を選出しなければならない。この委員会は会衆、教職者、公認キリスト教教育者と中会との関係を円滑にし、事柄が可能で得策である時に、中会に代わって困難を解決する役目を持っている。

構成員、任期、
定足数

b. 委員会は長老と教職者の同数で構成され、少なくとも 6 名からなる。その定足数は中会によって定めるべきであるが、少なくともその委員会構成人数の過半数でなければならない。どの委員も 3 年以上の任期に選ばれてはならず、全期間あるいは部分期間 (full or part) にしろ、連続して務めてはならず、全体として 6 年間を超えてはならない。全体で 6 年間務めた委員は少なくとも 1 年間は再選されてはならない。

G-11.0502

責任

委員会は以下の方法で中会に奉仕する。

a. 委員会は定期的に中会内のそれぞれの教職者を訪問し意見を聞かなければならない。委員会は中会に毎年中会内のそれぞれの教職者が携わっている仕事の形式を報告しなければならない。委員会は中会の管轄権が及ばないところか、より上部の教会組織で仕事をしている教職者から年次報告を求めなければならない。

b. 委員会は教職者の奉仕への招聘について中会に勧告をしなければならない。牧師契約関係に係わる教職者、あるいは候補者の招聘に関することはどれも委員会の手元に置き、中会には委員会から、その招聘が規則にかなっているとの報告や、招聘を教職者か候補者の手元に置くべきかの勧告をつけて、中会に提出しなければならない。個別的教会との牧師契約関係ではなく、教職者か候補者がミニストリーに適した仕事に就きたいとの中会宛ての願

書はどれも、教職者か候補者が委員会を通して作成され、委員会からは中会へその決定をする勧告をつけて報告されなければならない。

c. 委員会は少なくとも三年に一度は各小会を訪問し、個別的教会の伝道とミニストリーについて話し合い、おのおのの小会と会衆は中会とより広範な教会生活と務めに十分参加するように勧告しなければならない。(W-1.4002)

d. 委員会は常勤牧師の契約関係に関して教会と協議をしなければならないが、牧師あるいは準牧師を指名するために選出されたそれぞれの委員会を訪れ、相談に与る。候補者もしくは教職者の利点、可能性、適合性についてその委員会と相談し、会衆のための指名にそなえて、その氏名を熟考する。ミニストリー委員会はその委員会にその氏名を勧める権利を持つ。教会が委員会の助言を受け入れて招聘の発表を決定するまで、中会はどんな常勤牧師の契約関係をも考慮するのは適切でない。(G-14.0502) 常勤牧師の契約関係は中会によって承認されるまでは発表してはならない。牧師を支える援助を受けている教会の場合には、ミニストリー委員会はそのような教会の招聘は教職者に任されていることを中会に助言する前に、まず、当該教会とそのような援助を調整している中会の機関と相談するべきである。中会のしかるべき機関はミニストリー委員会に、中会は牧師を支持することを期待しているとの、陳述を提出するべきで、これは教会の招聘に添付されなければならない。

e. 委員会は G-14.0501 で定義されている指名牧師を招聘することを推薦する可能性について教会と協議する。

f. 教会に牧師がいない時は、委員会は小会と常任代理者、仮牧師、仮共同牧師、仮準牧師、臨時代理者について協議しなければならない。また、委員会は牧師、委任信徒牧師、それに、説教者のいない講壇を補うために中会が訓練し委任した資格のある信徒のり

ストを提供しなければならない。小会が G-14.0510b と c の規定に従い仮牧師、共同牧師、あるいは仮準牧師を迎える時はミニストリー委員会を通して中会の同意を得なければならない。

g. 教職者と候補者の雇用機会均等は人種、民族の起源、性、年齢、婚姻関係、あるいは障害者に関係なく実行しなければならない。これらのおおのおおの場合について、委員会は招聘グループが取ったこの実行の手段を中会に報告しなければならない。

h. 委員会は、教会による招聘が規則正しく行われていることを見極めること、教職者の奉仕を承認し提出すること、他の中会から転入する教職者を G-11.0402 に従い、試験をすること、会衆と牧師が同意して、牧師の契約関係を解くこと、中会の範囲の内外で労働する許可を与えること、教職者を他の中会へ転出することなどの権限を中会から与えられている。そしてこのような決定のすべては中会の次期定期会議において報告することが規定されている。

(G-9.0403, G-14.0507)

i. 委員会は教会の平和と調和を増進するため、特に、教職者と教会の関係において起きる事柄に関して中会の精密機器として奉仕しなければならない。その目的は相違を調停し、人々を和解へ導くことで、最終的には、可能ならば、教会の小会によって困難が正され、個別的教会の福利が強化され、キリストの体の一致が明確にされることである。

j. 委員会は教会内の困難に関する情報を考慮に入れて、以下の手続きの段階を踏まえて、その判断に賢い分別を働かさなければならない。

(1) 委員会は指導権を発揮して、得られた情報を関係する教会の小会にもたらし、注意を促し、小会が知らされた困難を正す適切な行動を取るように助言する。

(2) 小会が自ら平和的に問題を治める事が出来ない事が分かり、その先の段階がとれない場合、委員会は仲介の助けを提供する。

(3) 当事者達からの求めや、その特別の場合のために中会から権限が与えられたならば、困難を正す決定をすることが出来る。それをする時には委員会は『訓練規定』に概説してある手続きに従って、いつも聞き取りを行い、進行中の事案のように手続き上の安全を保つ。

G-11.0503
自由連絡

委員会は、小会のメンバーである教職者と長老、中会のなかの小会、中会内の公認キリスト教教育者とは、いつでも自由に連絡が取れなければならない。

G-11.0504
大会と総会の機
関

中会のミニストリー委員会は教職者と牧師職の契約関係事項についての情報と援助のために大会と総会に注意をする事はよい。大会は中会内の委員会の役目と協力する機関を作るべきである。総会は中会と大会の務めを容易にし援助する機関を作るべきである。

第 12 章

大会 ^a

G-12.0000

G-12.0100

1. 概括

G-12.0101
メンバー

大会は教会の生活と伝道の単位であって、特別の地理的範囲内における三つより少なくない中会によって構成される。大会が集まる時は、大会は中会から選出された委託委員で構成される。大会は、その中会の過半数の同意を得て、選挙の原則と中会を代表しているメンバーと委託委員の割合と同時に G-9.0104 と G-9.0105 に見られる参与と代表の原則を満たす方法を決定しなければならない。中会から選出される委託委員は長老と御言葉と聖礼典に仕える教職者とに等分される。議長に選出された人は誰でも、後継者が選出され、就任するまで、大会のメンバーとして登録される。その後は大会の関連メンバー(*corresponding member*)として登録される。

G-12.0102
責任

大会はその地域全体にわたる教会の伝道に対する責任を担う中間的な統治単位である。それ故、大会は以下の責任と権限を有する。

- a. 中会と共に、G-3.0000 と一致する範囲のなかでの広範な教会の伝道戦略を発展させる。
- b. 総会が持っているより大きな戦略を考慮して、いろいろな形を通して伝道を始める。
- c. 中会と共に協力して、伝道の充実を図るために共同計画と目標を進展させて、その中会に励ましと、指導を提供し、それらの仕事を監督する。
- d. G-9.0104 と一致して、人事の雇用と、その委員会、評議委員会、役員会(Board)、その他の政策決定機関、政策助言機関を設定するに当たり意志決定に公正な代表を保証するために、参与と包括の原理

を実行する。

e. 中会の伝道をし易くするためのやり方だけでなく、評価の指標と基準を発展し提供する。

f. 一般伝道予算、管理職員身分の確立、公正な報酬、人事政策、公正な雇用の実行に関してメンバー中会と協議する。

g. 中会のミニストリー委員会の働きと調和して、教職者の招聘、任職、就職紹介に関連する事柄についてメンバー中会の手助けをする。

h. 中会相互間のコミュニケーションと中会と総会との間のコミュニケーションを円滑にする。

i. その地域の他教派と機関との伝道に関する共同活動を円滑にする。

j. 広い地域的基盤があることからより効果的に行えるその地域のなかで、中会、小会、会衆、そして会員のための奉仕と計画を提供する。

k. 新しい中会を組織したり、中会を分割したり、合同したり、あるいは、中会同士を、もしくは、かつて存在した中会の一部を合併する。また、既存の中会の同意を得たうえで、同じ人種民族、あるいは移民会衆向けの伝道のために(G-11.0103a; G-12.0102a)、総会の了解の下で、地理的ではない中会を創設する。このような中会は G-7.0201 と G-11.0102 の必要要件に従って作られ、それらが作られた大会が設立の責任を負う。

l. 『訓練規定』に従って法的事項に奉仕する。

m. 管轄権の地域における教理上の誤り、あるいは不道徳的な行為

に対して警告をするか反論の証をする。

n. 中会記録を精査し、それらが教会の憲法を守っていることに注意をする。

o. 総会との日常的なまた持続的な関係を維持する。そのなかには、

(1) 総会の秩序と指示が守られ実行されていることを見る。

(2) 全体教会の伝道に係わる共通関心の尺度から総会に提案をする。

p. その地域における教会の生活と伝道を拡大するエキュメニカル関係を確立し、それを維持する。

q. その目標と計画を充実させるために管理的奉仕を提供する。

r. 大会の構造と伝道とのあいだの機能的な関係を常に見直すことが大会にとって必要に思えるときのために、そのような仕事をする大会評議委員会を含んだ機関や特別委員会を立ち上げてそれらを監督する。

s. 教職者と女性信徒と男性信徒が同数（すなわち、それぞれが三分の一の人数）で構成される指名委員会を設立する。(G-9.0801, G-11.0501, G-12.0102d, G-13.0111, G-13.0202)

t. 人種差別、人種間の暴力、人種間の不正義のように、優勢になりつつあり、起こりつつある緊急の問題と同時に、教会の中や政治的、社会的文脈の環境のなかで人種的抑圧を増長しつつあるイデオロギーに対処する。

G-12.0201

会議

大会は少なくとも二年に一度定期会議を開かなければならない。議長は、少なくとも三つの中会を代表する3名の教職者と3名の長老の要請か同意によって特別会議を召集しなければならない。特別会議を要請する者全員は先に行われた最後の大会定期会議において委託委員になった者でなければならない。大会は自らのその人数をより多い数に固定することが出来る。議長が活動できない時は、常任書記が同じ条件で、召集を布告することが出来る。議長も常任書記も活動できない時は最も近頃まで務めた議長が同じ条件で、召集を布告することが出来る。総会は定められた議事を扱うための特別会議を開くことを大会に指示することが出来る。特別会議に出席する委託委員は先の最後の大会定期会議で選ばれた者かその代理でなければならない。中会は死去した者と中会籍を変えた者の代わりになる委託委員か代理を選出することが出来る。特別会議の通知は、先の最後の大会定期会議で選ばれた委託委員と各中会の常任書記宛に、15日より少なくならない前に送らなければならない。通知には会議の目的を記し、通知のリストに掲げられている以外の議事は扱わない。

G-12.0202

定足数

大会の定足数は大会で決めるべきである。定足数は少なくとも三つの中会を代表する同数の教職者と長老を含むか、より大きな大会では、三分の一の中会からの代表を含まなければならない。

G-12.0203

関連メンバー

この教会内の他の統治機関に所属しているか、大会に出席している他のキリスト教会の評判の良い長老(presbyters)は、関連メンバーとし大会に招待され、発言は出来るが投票の出来ない資格で座席に着くことが出来る。

G-12.0204

参与

おのおのの中会は、選出された委託委員を通して、大会の責任と奉仕に参与しなければならない。おのおのの中会は大会に奉仕する委託委員として、少なくとも1名の長老と1名の教職者を選出しなければならない。大会評議委員会は、一つある場合は、委託委員と大会内の中会に所属する非委託委員の教職者と長老から大会によって選出されなければ

ならない。大会は G-9.0104 と G-4.0403 の規定に必ずすることを保証するために、中会のなかから大会評議委員会のメンバーを順番に選ぶ手続きを考案しなければならない。大会はすべての中会が公正に代表するように、委員会の均衡を保証することと、G-9.0104 に表明されている参与と代表の原則を保証することの手続きを提供しなければならない。

G-12.0300 3. その他の規定

G-12.0301 代表に関する委員会 おのおのの大会は G-9.0105 が必要としているように、代表に関する委員会を設立するべきである。代表に関する委員会は意見代表の必要性が増大した特殊なカテゴリーの人たちを指名する必要性を大会の指名委員会に知らせてくれる。代表に関する委員会は少なくとも二年に一度、大会に G-4.0403 に列記されている人たちのカテゴリーが公正な代表者となる方向に進んでいることを報告しなければならない。

G-12.0302 職員 大会は大会の執行者である管理職員部門を置くことが出来る。また必要に応じて、その他の職員の地位をもうけることが出来る。執行者は大会の評議委員会か、その目的のために選出された特別代表者指名委員会によって任命される。管理職員を含めたすべての人事の雇用に当たり、大会は G-9.0404 に明らかにされた公正な代表と諮問の原則と教会ワイドの雇用機会均等と肯定的決定の計画を守らなければならない。(G-13.0201b) 大会は中会の要請により中会のための大会管理職員部門を置くことが出来る。(G-11.0303)

G-12.0303 一般伝道予算 大会はその地域の教会伝道を援助するための大会一般伝道予算を設けることが出来る。大会がこれらの基金を募金し広げるには教会全体を優先する観点で決めるべきである。大会は、総会からの勧告を受けた後で、全教会の包括的な戦略の観点から、大会の一般伝道予算の計画と決定をするべきである。

G-12.0304 記録 大会はその議事の完全で正確な記録を保管しなければならない。この記録は次期の総会会議に提出し、一般的な精査と監督を受けなければならない。大会は総会に中会の数と、その地域内で起きた重要な変化を

概説して報告しなければならない。

G-12.0305 監査 大会は年に一度、公認会計士、公認会計事務所による財政に関するすべての帳簿と記録の完全な財政調査を受けなければならない。このような監査役は会計係(単と複)との関係があってはならない。この段落における専門用語は一般的な手引きを供しているのであって、特別な監査手続きや専門的な計理士仲間で理解されている熟練を求めているのではない。

G-12.0306 保険 大会は財産と施設、計画、職員、選出された役員と任命された役員との保護をまかなうための財産責任保険を取得するべきである。

第 13 章

G-13.0000

総会

G-13.0100 1. 総会

G-13.0101 定義 総会^aはこの教会の最上位にある統治機関であり、アメリカ合衆国長老教会の大会、中会、小会、会衆の一体性を表している。

G-13.0102 メンバー a. 総会が年度ごとに集う時には、それぞれの中会から、以下の比率に従った同数の長老と教職者によって構成される。10,000名の会員に満たないそれぞれの中会では、一人の長老と一人の教職者を選出する；10,000名以上の会員のいる中会では、更に10,000名増加する毎か、あるいは、5000名より少なくない部分的な増加人数ごとに、一人の長老と一人の教職者を選出する。このようにして選出された者は総会の委託委員(commissioners)と呼ぶ。

b. 総会が二年に一度集まる時は、それぞれの中会から、以下の比率

に従った同数の長老と教職者によって構成される。8,000名の会員に満たないそれぞれの中会では、一人の長老と一人の教職者を選出する。8,000名以上の会員のいる中会では、更に8,000名が増加するごとに、一人の長老と一人の教職者を追加選出する。その結果、

8,001名から16,000名の会員がいる中会は2名の長老と2名の教職者を選出する。

16,001名から24,000名の会員がいる中会は3名の長老と3名の教職者を選出する。

24,001名から32,000名の会員がいる中会は4名の長老と4名の教職者を選出する。

32,001名から40,000名の会員がいる中会は5名の長老と5名の教職者を選出する。

40,001名から48,000名の会員がいる中会は6名の長老と6名の教職者を選出する。

48,001名から56,000名の会員がいる中会は7名の長老と7名の教職者を選出する。

このようにして選挙された人々は総会の委託委員と呼ばれる。

[注:この改正規定は第217回総会(2006)が閉会するまでは有効でない。]

c. どんな人でも議長に選ばれた者は後継者が選挙され就任するまでは総会のメンバーに登録される。その後は、総会の関連メンバーに登録される。

G-13.0103
責任

総会はすべての会衆と統治機関のなかにおける団結と共同体と伝道の結束を構成している。それ故、総会は以下の責任と権限を持っている。

a. G-3.0000に記されているようにキリストの下における教会の伝道を維持しようとする教会の任務を優先させる。

b. 教会のあらゆる段階における実生活を導くための総体的な伝道の

目標と包括的な戦略を進展させる。

- c. 教会の伝道のなかにおける基本計画に、全般的な均衡と多様性に適した機能を提供する。
- d. 全国的で世界規模の証し、奉仕、成長、発展のミニストリーを確立し、管理する。
- e. その目標と計画を果たすための行政的なサービス組織を提供する。
- f. 全国的な基盤からより効果的に実行できる全教会を対象にした奉仕を提供する。
- g. 総会の事務部門を確立し、維持する。
- h. 総会評議委員会を含む、総会の仕事に必要な機関や特別委員会を設立し、それを監督し、総会の構造とその伝道とのあいだの機能的な関係を常に見直す。
- i. 総会のための総括的な予算を採択し、そのような事柄に関する決定した全情報を教会全体に提供する。
- j. 教会内におけるコミュニケーションを提供する。
- k. 大会の仕事を監督し、大会の教会伝道への関わりを円滑にする。
- l. 大会の記録を精査し、大会が教会の憲法を守っていることに注意を払う。
- m. 新しい大会を組織し、分割し、合同し、さもなければ、大会あるいは以前存在していた大会の一部を結合する。
- n. 中会あるいは中会の一部を大会が組織したり、分割したり、合同したり、結合することを承認する。

- o. 『訓練規定』に従って、法的事項に仕える。
- p. 教会内外における教理上の誤りや実際面における不道徳に対して警告を与えたり、反対の証しをする。
- q. 総会の以前に持ち込まれた論争を解決し、総会に提出された事案について憲法に従って勧告と指導を行う。
- r. 矯正的あるいは法的事件について、G-13.0112 に従うか、常設法務コミッション(Permanent Judicial Commission) の決定を通して裁定が下された時、教会の統治機関が履行しなければならない『教会規定』(Book of Order)の正式解釈を提供する。『教会規定』内の規定の最も新しい解釈は拘束力があるものでなければならない。
- s. 教会の生活と伝道を拡大するエキュメニカル関係を確立し、維持する。
- t. 他の諸教会と交流をする。
- u. この教会の信仰と職制と一致している他の教会組織を、三分の二の中会の同意により、この総会の管轄権の下に受け入れる。
- v. 大会の統治機関の構成員になるのに適していて、同じ地理的区域にある教会組織体(ecclesiastical bodies)を受け入れる事を実行する権能を大会に与える。
- w. この憲法に明記してある手続きに従って他の教会と合同する。
(G-15.0300)
- x. 総会事務局の仕事を総会常任書記と協議して精査する。

G-13.0104 総会は少なくとも二年ごとに定期会議を開かなければならない。議長は、
会議 少なくとも五つの大会の管轄下にあり、少なくとも 15 の中会を代表し、前

回の定期総会会議において選出された少なくとも四分の一の長老と四分の一の教職者の申し出か同意によって、特別会議を召集しなければならない。議長が出来ない時は常任書記が同じ条件で召集を布告しなければならない。もし議長も常任書記も出来ない時は、最も近頃まで務めた議長が同じ条件で召集を布告しなければならない。特別会議の委託委員は前回の総会定期会議で選ばれた委託委員かその代理者でなければならない。中会はすでに死去した者か、中会の籍を変更した者の代わりに委託委員か代理者を選出することが出来る。特別会議の通知は前回の総会定期会議において選ばれたそれぞれの委託委員とそれぞれの中会書記に、60 日を切らない日に先だって、送らなければならない。通知には会議の目的を呈示し、通知に列挙していない事項は取り上げてはならない。

G-13.0105 総会の定足数は 100 名の委託委員で、50 名の長老と 50 名の教職者であり、少なくともその大会の四分の一の中会を代表している者でなければならない。
定足数

G-13.0106 総会は、それ自身の規則により、誰を関連メンバーとして招待するかを決めることが出来る。
関連メンバー

G-13.0107 おのおのの大会は少なくとも一人の長老と一人の教職者を通して総会の伝道組織の役割に与らなければならない。これらの人たちは、総会指名委員会と協議をした後で大会から提案され、総会において選出され、総会評議委員会とそれぞれの総会常設委員会で奉仕をする。総会指名委員会は大会からの代表者とメンバー全体の必要性に心がけて、G-9. 0104; G-13. 0111; G-13. 0202 に表されている参与と代表の原則に払われている特別の注意を理解しながら、この手順を調整しなければならない。
の大会参与

G-13.0108 総会は G-9. 0105 が求めている常設代表に関する委員会を設立しなければならない。この委員会は総会指名委員会に、代表に関する委員会は意見代表の必要性が増大した特殊なカテゴリーの人たちを指名する必要性を総会指名委員会に知らせてくれる。代表に関する委員会は総会会議（特別会議や延期された会議以外）ごとに G-4.0403 に列記されている人たちのカテゴリーが公正な代表者となる方向に進んでいることを報告しな
代表に関する委員会

ければならない。

G-13.0109 職員 総会機関の執行者または管理職員の地位を確立し、G-9.0404, G-9.0703, G-9.0704の規定と、それらの教会全体にわたる雇用機会等計画に従い、これらの地位を満たさなければならない。(G-13.0201b) それぞれの管理職員メンバーを精査するための規定を作るべきである。

G-13.0110 記録 総会はその議事の完全で正確な記録を保存するべきである。

G-13.0111 総会指名委員会 a. 総会が時折行う理事会、局、委員会などのメンバーの指名が注意深く確実に行われるために、総会指名委員会は総会にそれらの組織体の被指名者を提案しなければならない。指名には教職者(女性と男性)、男性信徒、女性信徒が同数になるように考慮しなければならない。この委員会の構成メンバーはこの教会の大会の数と等しく、それぞれのメンバーは別々の大会に在住しており、三分の一の教職者(女性と男性)、三分の一の男性信徒、三分の一の女性信徒に分布されていなければならない。(G-9.0801, G-11.0501, G-12.0102d, G13.0202) 総会はメンバーを6年の任期で選出し、その期間は、それぞれの総会定期会議の終わりに三分の一のメンバーはその奉仕が完了するように調整されなければならない。総会定期会議の30日以内に先立って、前回の総会議長は次の総会が終了した時に起きる空席を埋めるために総会が選出するべき人を指名しなければならない。議長は、また、次期の総会までの期間、その年のあいだに死去したり、辞任したり、活動が出来なくなった人の空席を満たすための人を任命しなければならない。これらの任命には大会と協議して、正規の指名手続きで行われ、総会の包括的な方針の関わりを反映しなければならない。このような任命は同じ人を全任期につくために選出することを妨げない。ある委員会で6年間の全期を奉仕した者は、その委員会の任期が満了してから4年を経過するまでは、再選挙したり任命したり、指名委員会が総会に委員会の指名者として提出することは出来ない。

役員選挙 b. 総会指名委員会は総会定期会議が開かれる前の最後の会議において自らの役員を選出しなければならない。この委員会が被指名者を提示する外に、この委員会の存在によって、総会のどの委託委員も適格者を指

名する権利を制限されたり、短縮されたりしてはならない。

G-13.0112

憲法諮問委員会

a. 総会は、出来るだけ教職者と長老が同数で9名からなる憲法諮問委員会を設立しなければならない。総会の常任書記は投票権のない職務上のメンバーでなければならない。投票権を持つ9名のメンバーは以前の総会常設法務コミッションのメンバー、大会か中会の書記、あるいは前任書記、あるいは教会憲法と政治形態の知識と経験者の有識者でなければならない。投票権のあるメンバーは総会指名委員会から指名されて、総会で選出され、三つの組で6年間の任期を務めなければならない。憲法諮問委員会に6年間の全期間を奉仕した者は、その後、6年間の期間が完了してから4年間が経過するまでは再選挙されることはない。

少なくとも年一度の会議

b. 憲法諮問委員会は総会の会議が開催される前に集まり、次の総会会議が始まる前の6日より遅くならない時に、委員会の報告と勧告を提出しなければならない。

総会前120日の質問

c. 教会の統治機関か個人から起こされた『教会規定』(Book of Order)について総会による解釈を必要とするすべての疑問は、次の総会会議が開催される前の120日より遅くならないときに、総会常任書記に文書によって知らせなければならない。

法務コミッションで係争中

d. 常任書記はこれら解釈に関する質問はすべて憲法諮問委員会に照会する。ただし、法務コミッションで係争中の事柄に関するものを除く。諮問委員会は総会に調査結果に勧告を添えて報告をしなければならない。このような勧告には憲法改正の提案を含めても良い。総会は勧告について投票し、それらを承認するために修正を加えたり却下したりすることも出来る。

総会において

e. 委員会の議長から指名された憲法諮問委員会メンバーの少なくとも3名は総会の議場に出席しなければならない。憲法事項に係わるすべての新しい事項は、憲法問題に関わる議事規則の質問に対する議長裁定の要請を含めて、すべて文書によってこれらの人たちに知らさなければならない。彼等は全員そろった委員会として活動し、彼等に持ち込まれたそれぞれの

事柄を考えて、議長を通して直接総会に勧告を出さなければならない。

G-13.0200 2. 総会評議委員会

G-13.0201 総会は次の責任を負う総会評議委員会を設立しなければならない。
責任

- a. 全教会の霊的繁栄を啓発し、増進させる。
- b. 教会全体にわたる雇用機会均等計画と人種民族グループ、女性、多様な年齢グループ、婚姻条件(結婚、独身、死別、離婚)に拘らない人たち、障害者等々の会員のための肯定的行動を確立し調和させる。
- c. 総会の決定に対して、教会の伝道方向、目的、目標、優先事項を教会全体で提案する計画造りに携わる。
- d. これらの伝道方向、目的、目標、優先事項の視点から、総会の機関と組織体、大会、そして中会の仕事に協調して携わる。
- e. 総会の伝道方向、目的、目標、優先事項の観点から、総会の機関と組織体の仕事を精査する。
- f. G-9. 0404b の規定に従い総会に総括的な予算を準備し、提出する。
- g. 教会全体にわたる計画、予算の進展と教会の仕事との共同作業に関連する事柄について、中会、大会、それらの評議委員会と連絡し協議する。
- h. 管理職員のことにつき、大会評議委員会と総会機関が、G-9. 0701, G-9. 0702, と G-9. 0703 に規定されているように行動する。
- i. 公正な報酬、人事計画、公正な雇用の実行に関して大会と協議する。

j. [この節は第 206 回総会(1994 年)の決定により削除された。]

k. 総会、あるいはこの憲法によって総会評議委員会に割り当てられた特別事項を行う。いつも、先に定めた総会の政策に従って決定すること、その決定を次の総会に十分に報告すること。

1. 総会によって与えられる追加的な責任と義務を実行する。

G-13.0202 総会評議委員会のメンバー構成、役務任期、および役員は、合意規約
メンバーシップ (Articles) ^{注)} に特定されているそれぞれの適応期間が終わるまでは、同
プ 規約^{注)} の Articles 5.1, 5.2, 5.3 によって運営されなければならない。その
 時には以下の規定が自動的に発効するが、段階や相は Articles の規定と
 同じである。

投票権を持つメンバー a. 総会評議委員会は以下の投票権を持つメンバーからなり、それら
 の一人一人はアメリカ合衆国長老教会の会衆活動会員または中会の継続メ
 ンバーである。

(1) 総会議長とその議長の最も近い生存中の前任者

(2) 包括性と必要な技量を保証するために総会指名委員会と協議をした後でおのおのの大会で提案された一人で、総会で 4 年任期に選出され更に一期選ばれる資格を持つ者。ただし、どのメンバーも全期もしくは部分期にしる二期以上奉仕する事は出来ない。

(3) 包括性と必要な技量を保証するために総会指名委員会と協議をした後で、総会で承認された総会評議委員会運営マニュアルのなかで定められている中会の数を構成している個々

注) 1983 年に PCUS と UPCUSA が合同した時の両者による合意規約(the Articles of Agreement) (訳者)

の国会から提案された一人で、総会で4年任期に選出され更に一期選ばれる資格がある者。ただし、どのメンバーも全期もしくは部分期にしる、二期以上奉仕する事は出来ない。指名提案に選ばれる国会は、総会指名委員会が定めた順番性で選択すべきである。

(4) 総会で承認された総会評議委員会運営マニュアルのなかで定められている無任所メンバー (member-at-large) を構成する者で、総会指名委員会から指名され、総会で4年任期に選出された人数で、更に一期選ばれる資格がある者。ただし、どのメンバーも全期もしくは部分期にしる、二期以上奉仕する事は出来ない。

(5) 26歳より若い青年あるいは若い大人のメンバーで選ばれて、総会指名委員会が1年延長を許される4年任期で指名される人で選挙された二人。どんな人も完全期か部分期であっても、二期にわたって奉仕はできない。

(6) 長老派の女性議長 (The moderator of Presbyterian Women)

顧問メンバー

b. 投票資格を持つメンバーの外、総会評議委員会は議席に着くことは出来るが投票権のない下記の顧問メンバー (Advisory Member) を含めなければならない。

(1) 4名の合衆国内と他国のパートナー教会のエキュメニカル顧問メンバーで、エキュメニカル関係協力組織の推薦により総会指名委員会から指名され、総会で選出された2年の任期を追加することの出来る2年任期の者。ただし、総会評議委員会の勧告により、時々、エキュメニカル顧問メンバーの数を増減することが出来る。

(2) [この節は第206回総会(1994年)の決定で削除された。]

c. 総会常勤書記と総会協議委員会執行長は総会評議委員会の関連メン

バーで、発言権はあるが投票権はない。また総会評議委員会は同じような機能を持った他の人を指名することが出来る。

総会指名委員会

d. 指名手続きにおいて、総会指名委員会は総会評議委員会と協議して、必要な技能を確認し、G-4.0403 に従い、多様性と包括性に備えなければならない。総会評議委員会はそのための人種民族メンバーは少なくとも 20 パーセントの目標を維持するようになりたい。それはまた G-9.0104, G-9.0105, G-13.0111 の規定に従い、議長と前任議長を除き、メンバーの三分の一は教職者(女性と男性)、三分の一は男性信徒、三分の一は女性信徒を保証したい。委員会はまた、メンバーをほぼ同数の二つの組に分けて指名されるべきである。任期中に起こりうる空席は総会の方針に従い満たすべきである。

議長、副議長、記録幹事

e. 総会評議委員会は毎年その投票メンバーから議長(Chair)と副議長(Vice-Chair)を選出しなければならない。総会常任書記は総会評議委員会の記録幹事(the Recording Secretary)にならなければならない。

G-13.0203
運営マニュアル

評議委員会は大会と協議の上、管理職員の計画とその規模の将来、そして、多様性と包括性を備えた評議委員会の特別な代表を盛り込んだ運営マニュアルを発展するべきである。(G-9.0104) このマニュアルは総会で承認を得るべきである。

—